



●トピックス(1) ●トラブル事例(2～3) ●お知らせ(4)

ほくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)、長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



ご用心!! あなたも狙われている

SNS をきっかけとした消費者トラブル

とても便利なコミュニケーションツール SNS 上には様々な情報が溢れています。中にはあなたをだまそうとする危険な情報も。若者だけでなく幅広い年代で SNS を入口として消費者トラブルに巻き込まれた事例が数多く見られますので、ご用心ください。

トラブルのきっかけと内容

きっかけ

トラブル!

ケース①

- 消費者が SNS 上の広告を見て、事業者のサイトにアクセスし、商品を注文等する

- 「1回だけ」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したが「定期購入が条件」だった
- 副業に関する広告をきっかけに高額な契約をさせられた
- 洋服や家電等を注文したが、商品が届かない・偽物が届いた

ケース②

- 消費者の SNS 上の投稿・コメントを見た相手から連絡がある
- 相手の SNS 上の投稿・コメントを見て興味・関心を持ち、消費者から連絡する



- 情報商材などを高額契約させられたが、もうからない
- 出会い系サイト・アプリで相手とのやりとり等のために高額な支払いをさせられたが、出会えない
- オンラインサロンへの入会を勧誘され、高額な入会費を請求された

ケース③

- 消費者の SNS 上の投稿・コメントを見た相手から「取引しないか」と連絡がある
- 相手の SNS 上の投稿・コメントを見て、消費者から相手に「取引したい」と連絡する



- お金を支払ったのに、商品等が届かない、約束が守られない、相手との連絡が取れない
- 見知らぬ人同士が金銭の貸し借りをする「個人間融資」に関するトラブルも

出典：国民生活センター「報道発表資料」

トラブルにあわないために

- 「簡単にもうかる」「損はしない」などの投稿やメッセージのほか、SNS をきっかけに著名人かたって投資を勧誘する手口がみられます。もうけ話を勧誘されたら、まずは疑いましょう。
- 大幅な値引きや低価格をうたう SNS 上の広告をきっかけとした偽サイトへの誘導にも気をつけましょう。百貨店などの事業者から偽サイトについて注意喚起されている場合もありますので、事業者の公式ウェブサイト等も確認しましょう。
- SNS 運営事業者の利用規約では、SNS がきっかけでトラブルが発生しても責任を負わないとしていることがほとんどです。SNS 上では話の合う知り合いでも、本当に信頼できる相手かは分かりません。お金を支払った相手と連絡が取れなくなるとお金を取り戻すことは困難です。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。

出典：国民生活センター「くらしの豆知識」

新生活を始めた若者を狙った悪質商法～電力契約 強引な勧誘に注意～



相談事例

更するつもりはなかった。(20代男性)

4月から1人暮らしを始めたが、1週間前、事業者が突然来訪し「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住民の皆さんにお願いしている」と言われ応じた。検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットの口コミで知った。契約を



アドバイス

電力の小売りが全面自由化され、従来地域の電力会社以外の電力事業者と自由に契約できるようになりましたが、訪問してきた事業者が「電気代が安くなる」などと言って検針票を見せるように迫ったり、「マンション全体で契約先の電力会社が当社に変更になる」と事実と異なる説明をしたりして、電力の契約を迫るといふ相談が寄せられています。トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

①「検針票を見せて」と言われても、すぐに応じない。検針票の情報で契約変更が可能となってしまう。②突然の訪問で勧誘を受けてもその場で契約せず、会社名や連絡先等の情報、訪問の目的、電力契約をどこで結ぶのかをしっかりと確認する。③電気やガスの契約について、「アパートやマンション全体で契約変更が必要」などと言われた場合は、必ず管理人や管理会社に確認する。④「電気代が安くなる」と言われた際は、必ずそのプラン内容と現在の契約内容を比較検討する。プランによっては、現在よりも電気料金が高くなる可能性もある。⑤事業者から訪問を受けて契約した場合、適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフができる。意図しない契約をしてしまった場合には、速やかにクーリングオフを申し出る。

SNS投資詐欺に注意～「なりすまし」情報など確認を～



相談事例

税金約400万円を支払わないと出金できないと言われ、結局お金を引き出すことができない。(60代男性)

有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告を見て、メッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを名乗る人から投資を勧められた。有名な評論家なら信用できると思い、100万円を振り込むと、さらに追加投資を勧められ、総額500万円を振り込んだ。1,000万円の利益が出たので引き出そうとしたら、手数料や



アドバイス

著名人をかたる偽のSNS広告などをきっかけに勧誘され投資し、運用益が出たものの出金ができないといった相談が急増しています。こうしたケースでは、いったん振込してしまうと被害回復が困難です。トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

①著名人が勧める投資なら大丈夫だろうと安易に信じ込むのは危険。SNSのメッセージや広告だけで判断せず、本人の公式SNSなどに「なりすまし」に関する情報がないかを確認する。②インターネットなどの画面で利益が出ているように見えても、実際には取引は行われておらず架空のものと思われるので、安易に信じ込まない。③振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺なので、絶対に振り込まない。④株取引やFX取引、暗号資産取引などの金融商品取引業・暗号資産交換業を行う事業者は、金融庁への登録が義務付けられているので、必ず金融庁のホームページで登録の有無を確認する。

給湯器の点検商法～安易に応じず契約は慎重に～



相談事例

先日事業者からガス給湯器の点検に来ると電話があり、今日来訪した。すぐに給湯器の点検を行い、「古いので何時壊れてもおかしくない。新品に交換した方がよい。」と勧められた。給湯器は5年程前に交換しており不審に思ったが、もし不具合があり火事にでもなったら大変なので、約30万円で承諾した。高額だし不審なので解約したい。(70代女性)



アドバイス

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る「点検商法」と言われる手口です。他にも屋根や床下などの点検をすと言って訪問し、「工事をしないと危険」などと言って不安をあおり契約させる事例もあります。

突然の訪問で契約した場合や、来訪を依頼した内容と違う契約をした場合など、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフができます。また、クーリングオフ期間を過ぎてしまっても解約できる場合がありますので、お住いの地域の消費生活センターにご相談ください。トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

①電話や訪問で点検を持ち掛ける事業者には安易に点検に応じない。②点検後に交換を勧められても事業者の説明をうのみにせず、その場で契約しない。本当に交換が必要か、契約先のガス事業者やメーカー等に確認する。③契約する場合は、複数の事業者から見積もりを取り、比較・検討する。④なお、給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もある。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨してる。

自動音声による未払い請求～怪しいと思ったら電話切る～



相談事例

3日前、スマートフォンに、大手通信関連会社を名乗る着信があり、自動音声で「未納料金がある」と言われた。ガイダンスにしたがって1番のダイヤル番号を押したらオペレーターにつながり、「会員サイトの利用料金が未納で、支払わないと裁判になる」などと説明され、プリペイド型電子マネーによる支払いを請求された。どうすればよいか。(50代男性)



アドバイス

自動音声の電話による身に覚えのない未納料金の請求詐欺には、料金の請求のほか、氏名や生年月日などの個人情報を聞き出す事例も見られます。トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

①非通知や知らない番号からの電話には「出ない、かけ直さない」ことが鉄則。②電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視する。自動音声ガイダンスが流れ、番号を押してしまっても、怪しいと感じたら途中で電話を切る。③「コンビニで電子マネーを購入して、カード番号を教える」は典型的な詐欺の手口。大手通信関連会社などがプリペイドカードなどの電子マネーによる支払いを依頼することはないので、絶対に応じない。④かたられた実在する会社名を信用して個人情報の聞き取りに応じたケースも数多く見受けられる。相手に個人情報を知られてしまうと削除できないので教えてしまったら、キャッシュカードなどの暗証番号を変更するなどの対策を。⑤よく知られた会社の名称を告げられても、うのみにせず、いったん切って、その会社の連絡先を調べたり、公式ウェブサイトに注意喚起が掲載されていないか確認する。

令和7年度 消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対象	テーマ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方（高齢者を支援する団体等が主催する講座）	高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者（自治会、高齢者団体等が主催する講座）	悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方（高等学校、大学、PTA等が主催する講座）	賢い消費者となるために
消費生活学習会	一般消費者（各種団体等が主催する講座）	消費生活に関して希望されるテーマ
PTA等研修会	PTA等が主催する講演会・研修会	親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者（各種団体等が主催する講座）	暮らしに身近な金融に関すること (講師:J-FLEC認定アドバイザー等)

問合せ 長崎県消費生活センター Tel:095-895-2320
申込み ホームページ (https://www.nagasaki-shouhi.jp/)「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。 ※参加者20名以上から受け付けます。

令和7年度 消費者市民力アップ講座・公開講座のご案内

「消費者市民として動き出そう!～学びから実践へ～」を全体テーマに、消費者市民力アップ講座・公開講座を開催します。開催時間は13:30～15:30(10月開催の公開講座は15:00まで)、会場は県庁3階会議室となっています。定員は各回50名(公開講座は90名)で入場料は無料です。

申込等詳細については、長崎県消費生活センター(Tel:095-823-2781)、担当:野口、里までお問い合わせください。

開催日	テーマ	講師
6月12日(木)	消費者市民	消費者教育コーディネーター 青崎 孔氏
7月10日(木)	身近な法律	弁護士 今井 悠人氏
8月21日(木)	気候変動と防災	長崎県環境アドバイザー 松本 由利氏
9月18日(木)	長崎の経済	長崎大学准教授 山口 純哉氏
10月4日(土)	多様化する葬儀とお墓	シニア生活文化研究所 小谷 みどり氏
11月13日(木)	適格消費者団体	弁護士 増崎 勇太氏



長崎県では、食品表示の適正化を図るために食品110番を設置し、食品の安全・安心や食品表示についての疑問・相談を受け付けています。

相談窓口:食品110番(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課) TEL:0120-492574
受付時間:月～金曜日 9:00～17:45(土日・祝日、年末年始除く)

食事故なし

この情報は、県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集
発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL.095-824-0999 FAX.095-828-1014

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります